

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第13号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例等の一部を改正する等の条例

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第1条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償支給条例(昭和22年香川県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第2条 略 2 県の職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)附則第5項の規定の適用を受ける職員を除く。)が前項に掲げる職務を兼ねる場合には、報酬は、支給しない。	第2条 略 2 県の <u>吏員</u> が前項に掲げる職務を兼ねる場合には、報酬は、支給しない。

(香川県統計調査条例の一部改正)

第2条 香川県統計調査条例(昭和24年香川県条例第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(実地調査) 第6条 調査に従事する職員又は調査員は、調査のため、必要な場所に立ち入り、又は調査資料の提出を求め、若しくは関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。 (罰則) 第10条 略 (1)・(2) 略 (3) 調査に従事した <u>職員</u> 又は調査員であって、その秘密事項を他に漏らしたもの (4) 略	(実地調査) 第6条 調査に従事する <u>吏員</u> 又は調査員は、調査のため、必要な場所に立ち入り、又は調査資料の提出を求め、若しくは関係者に対し質問することができる。この場合には、その職務を示す証票を示さなければならない。 (罰則) 第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。 (1)・(2) 略 (3) 調査に従事した <u>吏員</u> 又は調査員であって、その秘密事項を他に漏らしたもの (4) 略

(香川県使用料、手数料条例の一部改正)

第3条 香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(徴収) 第1条 県は地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第238条の4第7項</u>の規定による許可を受けてする行政財産の使用若しくは公の施設の利用又は特定の者のためにする事務について、別に定めるものを除きこの条例の定めるところにより使用料又は手数料を徴収する。ただし、特別の事由があるときは知事が減免することができる。</p>	<p>(徴収) 第1条 県は地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第238条の4第4項</u>の規定による許可を受けてする行政財産の使用若しくは公の施設の利用又は特定の者のためにする事務について、別に定めるものを除きこの条例の定めるところにより使用料又は手数料を徴収する。ただし、特別の事由があるときは知事が減免することができる。</p>

(香川県税条例の一部改正)

第4条 香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語) 第2条 略</p> <p>(1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた<u>職員</u>をいう。 (2)～(4) 略</p>	<p>(用語) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれその各号に定めるところによる。 (1) 徴税吏員 知事又はその委任を受けた<u>県吏員</u>をいう。 (2)～(4) 略</p>

(香川県恩給条例の一部改正)

第5条 香川県恩給条例(昭和29年香川県条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公務員) 第17条 略</p> <p>(1) <u>知事及び副知事</u> (2) 削除 (3)～(6) 略 (7) 人事委員会の事務局長及び事務局の吏員 <u>(地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(以下この条において「改正前の自治法」という。)</u>第172条第1項に規定する吏員</p>	<p>(公務員) 第17条 この条例で「公務員」とは、次に掲げる者をいう。 (1) <u>知事、副知事、出納長及び副出納長</u> (2) <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条に規定する吏員</u> (3)～(6) 略 (7) 人事委員会の事務局長及び事務局の吏員である職員</p>

<p><u>員をいう。以下この条において同じ。）</u>である職員</p> <p>(8)・(9) 略</p> <p>(10) <u>改正前の自治法第168条第1項に規定する出納長</u></p> <p>(11) <u>改正前の自治法第168条第3項に規定する副出納長</u></p> <p>(12) 吏員</p>	<p>(8)・(9) 略</p>
--	------------------

(香川県恩給通算条例の一部改正)

第6条 香川県恩給通算条例(昭和32年香川県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) <u>知事及び副知事</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) <u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員(地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(以下この項において「改正前の自治法」という。)第172条第1項に規定する吏員をいう。以下この項及び次項において同じ)に相当するもの</u></p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(10)の2 <u>改正前の自治法第168条第1項に規定する出納長</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(11)の2 <u>吏員</u></p> <p>(12)～(20) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において「他県の職員」とは、他の都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例(以下「他県の退職年金条例」という。)の適用を受ける者(他県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する者を含む。)のうち次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) <u>知事、副知事、出納長及び地方自治法第172条第1項に規定する吏員(以下本項及び次項中「吏員」という。)</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第9条の2第1項に規定する人事委員会の委員で常勤のもの及び同法第12条第1項に規定する事務職員で吏員に相当するもの</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(11) 地方自治法の一部を改正する法律(昭和27年法律第306号)による改正前の地方自治法第168条第1項に規定する副出納長</p> <p>(12)～(20) 略</p> <p>2・3 略</p>

(証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例の一部改正)

第7条 証人、参考人等の費用弁償及び手当支給条例(昭和36年香川県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第109条第6項、第109条の2第5項又は第110条第5項の規定</u>による県議会の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>法第109条第5項、第109条の2第5項又は第110条第5項の規定</u>による公聴会に参加した者</p> <p>(6)～(15) 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる者に対して支給する費用弁償及び手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第109条第5項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定</u>による県議会の常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の要求に応じて出頭した参考人</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) <u>法第109条第4項、第109条の2第4項又は第110条第4項の規定</u>による公聴会に参加した者</p> <p>(6)～(15) 略</p>

(香川県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第8条 香川県特別職報酬等審議会条例(昭和41年香川県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の報酬の額、知事及び副知事の給料の額並びに議会における政務調査費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>	<p>(所掌事項)</p> <p>第2条 知事は、議会の議員の報酬の額、知事、副知事及び出納長の給料の額並びに議会における政務調査費の額に関する条例の議案を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。</p>

(香川県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第9条 香川県事務処理の特例に関する条例(平成11年香川県条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p>	<p>(市町が処理する事務の範囲等)</p>

第2条 略

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～33 略	
34 略 (1) 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可 (2) 地方自治法第238条の4第9項の規定による許可の取消し (3) 略	略
35～55 略	

第2条 別表第1の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町が処理することとする。

別表第1 (第2条関係)

事 務	市 町
1～33 略	
34 香川県健康生きがい中核施設に係る事務のうち、次に掲げるもの (1) 地方自治法第238条の4第4項の規定による許可 (2) 地方自治法第238条の4第6項の規定による許可の取消し (3) 略	さぬき市 三豊市 小 豆島町 三 木町 宇多 津町
35～55 略	

(香川県副出納長設置に関する条例の廃止)

第10条 香川県副出納長設置に関する条例(昭和30年香川県条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は公布の日から、第3条及び第9条の規定は規則で定める日から施行する。